

第百四十五回 参議院交通・情報通信委員会會議録第十二号

平成十一年六月一日(火曜日)
午後零時四十一分開会

委員の異動

五月十九日
委員の異動
補欠選任
山内 俊夫君
内藤 正光君
岩本 莊太君

五月二十日
委員の異動
補欠選任
竹山 裕君
佐藤 泰介君
田名部匡省君

五月二十六日
委員の異動
補欠選任
竹山 裕君
内藤 正光君
岩本 莊太君

五月二十七日
委員の異動
補欠選任
角田 義一君
本田 良一君

出席者は左のとおり。
委員長
理事
委員

委員
岩城 光英君
鹿熊 安正君
田中 直紀君
野沢 太三君
山内 俊夫君

委員
加藤 紀文君
景山俊太郎君
寺崎 昭久君
森本 晃司君
洲上 貞雄君

本日、の會議に付した案件
○海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○航空法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(小林元君) ただいまから交通・情報通信委員会を開会いたします。
海上運送法の一部を改正する法律案及び航空法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。
政府から順次趣旨説明を聴取いたします。川崎運輸大臣。
○國務大臣(川崎二郎君) ただいま議題となりました海上運送法の一部を改正する法律案、航空法の一部を改正する法律案、以上二件の提案理由に

つきまして御説明申し上げます。
初めに、海上運送法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。
海上運送事業は、旅客及び物資の輸送に欠くことのできない公共輸送機関として重要な役割を果たしてきているところでありますが、一方において、経済構造の転換や国民生活の向上を背景とした輸送ニーズの高度化、多様化に適切に対応していく必要性が高まっているところであります。
そのため、需給調整規制の廃止を通じた規制緩和を行うことにより、事業者間の競争を促進するとともに、事業者の創意工夫を生かした多様なサービスの提供や事業の効率化、活性化を図ることが求められているところであります。
またその一方で、需給調整規制の廃止後も、離島等の地域住民の生活にとって必要不可欠な生活航路における輸送サービスを引き続き確保していくとともに、旅客定員の多寡、内航外航の別にかかわらず、安全の確保、利用者の利益の保護の観点から、事業運営が適正に行われることを担保していく必要があります。
このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。
次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。
第一に、一般旅客定期航路事業の参入について、免許制を許可制とし、輸送の安全、事業の適切性を確保する観点から定めた一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、当該事業の開始によって当該航路に係る供給輸送力が輸送需要に對し著しく供給過剰にならないか否か等についての審査、いわゆる需給調整規制を廃止することとしております。
第二に、一般旅客定期航路事業に係る運賃及び料金の設定または変更について、認可制を事前届

け出制に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃または料金が一定の事由に該当するときはこれを変更することを命ずることができることとしております。
第三に、一般旅客定期航路事業に係る運航ダイヤの設定または変更について、認可制を事前届け出制に改めるとしてしております。
第四に、一般旅客定期航路事業に係る航路の廃止について、許可制を廃止の日の三十日前までの事前届け出制に改めるとしてしております。
第五に、離島等の地域住民の生活にとって必要不可欠な生活航路における輸送サービスを確保するための方策として、運輸大臣が関係都道府県知事の意見を聞いて指定した区間においては、運航ダイヤの内容が一定の基準を満たすものであることを事業参入の許可の要件とすること、運賃の設定または変更については認可を受けた上限の範囲内で行わなければならないこと、航路の廃止については休廃止の日の六月前までの事前届け出制とすること等の特例措置を講じることとしております。
第六に、旅客輸送に係る安全の確保及び利用者利益の保護の徹底を図るため、旅客定員の多寡、内航外航の別にかかわらず、すべての旅客輸送を行う事業者に対して運輸管理規程の作成義務、運賃及び料金並びに運送約款の公示義務等の規制を適用することとしております。
続きまして、航空法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。
航空運送事業は、高速交通ニーズの高まり等を背景として、今日、国民生活において身近な移動手段として重要な役割を果たしており、来るべき二十一世紀においては、国内各地域や諸外国との間の人及び物の円滑な交流を支える最も有効な手段の一つとしてその重要性が今まで以上に増大し

ていくものと考えられます。

国内航空運送事業の分野においては、これまで、航空利用者の利便の向上に資するため、利用者ニーズの多様化と航空産業の成長に合わせ、路線への参入や運賃制度等について競争環境の整備の観点に立った規制緩和を進めてきたところであり、来るべき二十一世紀に向けて、航空運送がその重要な役割を担っていくとともに、我が国航空会社の競争力を強化していくためには、需給調整規制の廃止を通じて一層の規制緩和が求められているところでもあります。

一方、航空における安全な運航の確保は、需給調整規制の廃止後の競争状況の中でも引き続き最も重要な課題であり、安全規制については航空技術の発達等に対応して不断にその見直しを行う必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、定期航空運送事業と不定期航空運送事業の事業区分を航空運送事業に一本化するとともに、参入について、規制を路線ごとの免許制から事業ごとの許可制とし、輸送の安全、事業の適切性等を確保する観点から定めた一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、当該事業の開始によって当該路線における供給輸送力が輸送需要に対し著しく供給過剰にならないか否か等についての審査、いわゆる需給調整規制を廃止することとしております。

第二に、国内航空運送に係る運賃及び料金の設定または変更について、認可制を事前届け出制に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃または料金が一定の事由に該当するときはこれを変更することを命ずることができることとしております。

第三に、国内定期航空運送事業に係る路線の開設や運航ダイヤの設定または変更について、免許制または認可制を原則として事前届け出制とする

一方で、航空交通容量に制約のある混雑飛行場においては、一定期間ごとに当該混雑飛行場を使用して運航を行うことについて運輸大臣の許可を受けなければならないこととするともに、当該期間内における許可を受けた事項の変更は認可制とすることとしております。

第四に、国内定期航空運送事業に係る路線の廃止について、原則として廃止の日の六月前までの事前届け出制とすることとしております。

第五に、航空整備士の資格について、航空機の最大離陸重量による一等から三等までの区分から、航空機の用途による一及び二等の区分に改めるとともに、新たに航空運航整備士の資格を設け、これについても航空整備士の資格と同様に一及び二等に区分することとしております。

第六に、航空運送事業の用に供する航空機の機長の資格について、路線ごとに運輸大臣の認定を受けることを不要とすることとしております。

第七に、機長は、事故が発生するおそれがある事態が発生したと認めるときは、運輸大臣にその旨を報告しなければならないこととしております。

以上が、海上運送法の一部を改正する法律案、航空法の一部を改正する法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(小林元君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民の生活路線の存続、J・R不採用問題の早期解決等に関する請願(第一九〇九号)

第一九〇九号 平成十一年五月十三日受理

国民の生活路線の存続、J・R不採用問題の早期解決等に関する請願

請願者 石川県金沢市京町二八ノ八 谷口 清信 外四百十四名

紹介議員 筆坂 秀世君

現在、鉄道路線の廃止には地元公共団体の同意を前提に運輸大臣の認可が必要であるが、鉄道事業法の一部改正案では、鉄道路線の廃止は事前届出となり、不採算・赤字鉄道路線の廃止が促進される。地方の鉄道路線は地域住民の生活を支える重要な役割を果たしており、J・R各社は地域住民の足を守る重い責任がある。また、J・Rではホームでの人身事故、車両故障・設備故障などで列車ダイヤの乱れが頻発しており、安全対策の確立が緊急に求められている。さらに千四百七名のJ・R不採用問題については、昭和六十一年の「国鉄国会」で「一人も路頭に迷わせない」との政府答弁、「労働組合所屬による差別は行わない」との参議院での附帯決議が行われている。

海上運送法の一部を改正する法律案
海上運送法の一部を改正する法律
海上運送法昭和二十四年法律第八十七号の一部を次のように改正する。
目次中「第五十条」を「第五十五条」に改める。
第一条中「海上運送の秩序を維持し」を「海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする」ことにより、海上運送の利用者の利益を保護することともに改める。
第二条に次の一項を加える。
11 この法律において「指定区間」とは、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて運輸大臣が指定するものをいう。
第三条の見出し中「免許」を「許可」に改め、同条第一項中「免許」を「許可」に改め、同条第二項中「免許」を「許可」に、「事業計画」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 航路の起点、寄港地及び終点、当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設の概要その他省令で定める事項に関する事業計画
画
第三条に次の二項を加える。
3 第一項の許可の申請をする者は、指定区間を含む航路において当該事業を営もうとする場合にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、申請書に当該指定区間に係る船舶運航計画(運航日程及び運航時刻その他省令で定める事項に関する計画をいう。以下同じ。)を併せて記載しなければならない。
4 第二項の申請書には、資金計画その他の省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、海上運送法の一部を改正する法律案
一、航空法の一部を改正する法律案

第四条の見出しを「許可基準」に改め、同条中「免許を許可」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「けい留施設を」係留施設に改め、同条を同条第一号とし、同条第二号の二を同条第一号とし、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

四 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

第四条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条に次の一号を加える。

六 指定区間を含む航路に係るものにあつては、当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る船舶その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること。

第五条中「免許を」を「許可を」に、「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「禁」を「終り」に改め、同条第二号中「免許を許可」に改め、「自動車航送貨物定期航路事業若しくは」を削り、「取消を」に改め、同条第三号中「前二号の」を「前二号のいずれかに」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

(船舶運航計画の届出)

第六条 一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、船舶運航計画(指定区間に係るものを除く)を定め、省令の定める手続により、運輸を開始する日までに、運輸大臣に届け出なければならない。

第七条 削除

第八条第一項中「及び省令で定める手荷物」を「手荷物及び小荷物の」に改め、「(省令で定める料金を除く)」を削り、「料金については」を「料金を定め」に、「運輸大臣の認可を受けなければ」を「あらかじめ、運輸大臣に届け出なければ」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 運輸大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

三 他の一般旅客定期航路事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

3 一般旅客定期航路事業者は、旅客の運賃、省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間に係るものについて当該運賃の上限を定め、省令の定める手続により、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

4 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

第八条に次の一項を加える。

5 第三項の運賃については、第一項中「定め」とあるのは「第三項の認可を受けた運賃の上限の範囲内で定め」と、第二項第二号中「社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利益を阻害するおそれ」とあるのは「当該事業の継続に著しい支障を来すおそれ」とする。

第九條第二項を次のように改める。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によつて、これをしなければならない。

一 利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送につき、運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項が明確に定められていること。

第十一条の次に次の一条を加える。

(船舶運航計画の変更)

第十一条の二 一般旅客定期航路事業者がその船舶運航計画を變更しようとするときは、省令で定める手続により、あらかじめ、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、省令で定める軽微な事項に係る變更については、この限りでない。

2 一般旅客定期航路事業者が指定区間に係る船舶運航計画を變更しようとするときは、前項の規定にかかわらず、省令の定める手続により、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、省令で定める軽微な事項に係る變更については、この限りでない。

3 第四條第六号に係るものに限る。の規定は、前項の認可について準用する。

4 一般旅客定期航路事業者は、第一項ただし書又は第二項ただし書の事項について船舶運航計画を變更したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第十二條中「左の」を「指定区間においては、次の」に改める。

第十三條の見出しを「(不当な差別的取扱いの禁止)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「取扱を」を「取扱」に改め、同項を同条とする。

第十四條の見出し中「事業計画」を「船舶運航計画」に改め、同条第一項中「外、事業計画」を「外、船舶運航計画」に改め、同条第二項中「事業計画」を「船舶運航計画」に改める。

第十五條の見出し中「許可」を「届出」に改め、同条第一項中「運輸大臣の許可を受けなければ」を「休止又は廃止の日の三十日前までに、運輸大臣

にその旨を届け出なければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき(利用者の利便を阻害しないと認められる省令で定める場合を除く)は、前項の規定にかかわらず、省令の定める手続により、休止又は廃止の日の六月前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第十五條第三項及び第四項を削る。

第十六條の見出し中「免許の取消を」許可の取消しに改め、同条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「免許を」を「許可を」に改め、同項第一号中「基」を「基づく」に改め、「免許」を削り、「附したを」を「付したに」に改め、同項第四号中「第五條各号の」を「第五條各号のいずれかに」に改め、同条第二項を削る。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

第十八條第二項中「及び解散を」削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「免許に基」を「第三條第一項の許可に基づく」に改め、同条第六項を削る。

第十九條第一項中「運輸審議会にはかり」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金又は」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 運賃の上限を變更すること。

第十九條第一項に次の一号を加える。

四 船舶運航計画を變更すること。

第十九條の二中「一般旅客定期航路事業を永続的に確保し、且つ及び」、運輸審議会にはかりを削り、同条の次に次の一条を加える。

(指定区間に係る経過措置)

一般旅客定期航路事業者については、当該区間の指定の日(以下「指定日」という。)から二月間は、第八条第三項及び第五項の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条第三項の認可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 前項の一般旅客定期航路事業者であつて、指定日前に第十五条第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしたものについては、同条第二項の規定は、適用しない。

3 一の区間が指定区間でなくなつた際に、当該区間に係る船舶運航計画の変更の認可の申請は、同条第一項の規定によりした届出とみなす。

第十九条の三第二項中「第三項第二項」の下に「及び第四項を加え、第二号、第二号の二及び第六号に係るものに限り、及びを第一号、第二号及び第五号に係るものに限り、並びに」に改め、同条第三項中「第二号、第一号の二及び第六号を、第一号、第二号及び第五号」に改める。

第十九条の四第二項中「第二号から」の下に「第十号まで、第十一号から第十二号まで、第十四号から第十九条第一項まで及び第十九条の二の二から」を加え、同条第二項中「十日前を」三十日前に改め、同項に後段として次のように加える。

届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

第十九条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項中「旅客及び手荷物の運賃及び料金その他の運送条件並びに運送に関する事業者の責任に関する事項を」運送約款に、「且つを」かつに、「これらの事項を」これに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 対外旅客定期航路事業者を営む者は、省令の定めるところにより、旅客及び手荷物の運賃及び料金を定め、これを実施する前に、公示しなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

同条である。

第十九条の五第一項中「第二十一項第一項に規定する自動車航送貨物定期航路事業者を除く。」を削り、「十日前」の下に「人の運送をする貨物定期航路事業者を営もうとする者にあつては、三十日前」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「営む者」の下に「(以下「貨物定期航路事業者」という。)を加える。

第十九条の六中「貨物定期航路事業者を営む者(以下「貨物定期航路事業者」という。）」を「貨物定期航路事業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(運賃及び料金等の公示)

第十九条の六の二 人の運送をする貨物定期航路事業者(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業者を除く。次条第一項において同じ)を営む者は、省令の定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。これらを変更しようとするときも同様である。

(準用規定)

第十九条の六の三 第十條の二、第十三條、第十九条第二項及び第十九条の二の規定は、人の運送をする貨物定期航路事業者について準用する。

2 第十條の二及び第十九条第二項の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業者について準用する。

第十九条の七中「前条」を「第十九条の六」に改める。

第二十條第一項中「次条第一項に規定する旅客不定期航路事業者」を「人の運送をするもの」に改め、同項に後段として次のように加える。

届出をした事項を変更したときも同様である。

2 人の運送をする不定期航路事業者(第二十一條第一項に規定する旅客不定期航路事業者を除く。次条において同じ)を営もうとする者は、省令の定める手続により、その事業の開始の日の三十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

第二十條の次に次の一条を加える。

(準用規定)

第二十條の二 第十條の二、第十三條、第十九條第二項、第十九條の二及び第十九條の六の二の規定は、人の運送をする不定期航路事業者(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業者を除く)について準用する。

2 第十條の二及び第十九條第二項の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業者について準用する。

第二十一條の見出し中「自動車航送貨物定期航路事業者及び」を削り、同条第一項中「自動車航送をする貨物定期航路事業者(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における自動車航送をする貨物定期航路事業者及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の自動車航送をする貨物定期航路事業者を除く。以下「自動車航送貨物定期航路事業者」という。）」を削り、「不定期航路事業者」を「不定期航路事業者及び」に改め、「及び省令の定めるところにより、短期間人の運送をする不定期航路事業者」を削り、同条第二項中「第五條及び第六條」を「及び第四項、第四條(第六号に係るものを除く。）」並びに第五條に改め、「第四條(第二号から第三号まで及び第五号に係るものを除く。)」の規定は同項の自動車航送貨物定期航路事業者の許可について、同条第三号及び第五号(起

点)が終点と一致する航路であつて寄港地のないものにおいて営む旅客不定期航路事業者(以下「遊覧旅客不定期航路事業者」という。))にあつては、第一号、第三号及び第五号に係るものを除く。の規定は同項の旅客不定期航路事業者の許可について「を削り、同条の次に次の一条を加える。

(旅客不定期航路事業者の禁止行為)

第二十一條の二 旅客不定期航路事業者を営む者(以下「旅客不定期航路事業者」という。))は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路

二 起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないもの

第二十二條中「自動車航送貨物定期航路事業者を営む者(以下「自動車航送貨物定期航路事業者」という。))又は旅客不定期航路事業者を営む者(以下「旅客不定期航路事業者」という。))を「旅客不定期航路事業者」に改める。

第二十三條を削る。

第二十三條の二第一項を削り、同条第二項中「第八條」の下に「第一項及び第二項、第九條を加え、(遊覧旅客不定期航路事業者にあつては、第九條から第十一條まで、第十三條第二項を、第十三條に、第一号に、第二号及び第三号に」に改め、「この場合において」の下に「第八條第二項中「一般旅客定期航路事業者」とあるのは「旅客不定期航路事業者」とを加え、「第四條(第三号及び第五号(遊覧旅客不定期航路事業者にあつては、第一号、第三号及び第五号)」を「第四條(第六号)」に改め、同項を第二十三條とする。

第二十三條の三を削る。

第二十三條の四中「旅客定期航路事業者若しくは旅客不定期航路事業者」を「人の運送をする船舶運航事業者」に改め、同条を第二十三條の二とする。

第二十三條の五の見出し中「免許」を「許可」に改め、同条第一項中「免許」を削り、「附し」を「付」に改め、同条第二項中「免許」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第二十三條の三とする。

第二十五條中「旅客不定期航路事業者」を「人の運送をする不定期航路事業者」に改める。

第二十六條第三項を削る。

第二十七條第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「三箇月」を「三月」に改め、同項

を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「前五項を」前各項に、「外を」ほか」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十三条中「第二十條及び」を「第二十條第一項及び第三項並びに」に改める。

第四十二條第二項中「旅客不定期航路事業」を「人の運送をする不定期航路事業」に改める。

第四十三條中「左に」を「次に」に、「但し、旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業」を「ただし、人の運送をする船舶運航事業」に改め、同条第二号中「ろかい」を「ろかい」に改める。

第四十五條の二第二項中「この法律の規定中運輸審議会に関する部分」を「次条の規定」に改める。

第四十五條の三を次のように改める。

（運輸審議会への諮問）

第四十五條の三 運輸大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならぬ。

一 第八條第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による運賃又は料金の變更の命令

二 第八條第三項の規定による運賃の上限の認可

三 第十六條（第十九條の三第三項及び第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し又は事業の停止

四 第十九條第一項の規定による運賃の上限の變更の命令

第四十五條の四第一項中、「自動車航送貨物定期航路事業」を削り、同条第二項中「の免許の取消し若しくは特定旅客定期航路事業、自動車航送貨物定期航路事業」を、「特定旅客定期航路事業」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 罰則

第四十六條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処

し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の規定による許可を受けないで一般旅客定期航路事業を営んだ者

二 第十九條の三第一項の規定による許可を受けないで特定旅客定期航路事業を営んだ者

三 第二十一條第一項の規定による許可を受けないで旅客不定期航路事業を営んだ者

第四十七條 第二十一條の二の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八條 第十六條第一項（第十九條の三第三項及び第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九條 第二十六條第一項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十條 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第六條の規定による届出をしないで運航を開始した者

二 第八條第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

三 第八條第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して運賃又は料金を收受した者

四 第九條第一項（第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結した者

五 第十條（第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者

六 第十條の二第一項（第十九條の三第三項、

第十九條の六の三、第二十條の二及び第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした運航管理規程によらないで、運航した者

七 第十條の二第三項若しくは第五項（第十九條の三第三項、第十九條の六の三、第二十條の二及び第二十三條においてこれららの規定を準用する場合を含む。）、第十四條第二項、第十九條第一項（第二十三條において準用する場合を含む。）、第十九條第二項（第十九條の三第三項、第十九條の六の三、第二十條の二及び第二十三條において準用する場合を含む。）、第十九條の二（第十九條の六の三第一項、第二十條の二第一項及び第二十三條において準用する場合を含む。）、第二十九條第三項又は第二十九條の二第二項の規定による命令に違反した者

八 第十條の二第四項（第十九條の三第三項、第十九條の六の三、第二十條の二及び第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第十一條第一項（第十九條の三第三項及び第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで事業計画を變更した者

十 第十一條の二第二項の規定による届出をしないで船舶運航計画を變更した者

十一 第十一條の二第二項の規定による認可を受けないで船舶運航計画を變更した者

十二 第十二條、第十三條、第十九條の六の三第一項、第二十條の二第一項及び第二十三條において準用する場合を含む。又は第三十條（第三号に係る部分に限る。）の規定に違反した者

十三 第十五條第一項又は第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者

十四 第十九條の四第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、対外旅客

定期航路事業を営んだ者

十五 第十九條の四第三項の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

十六 第十九條の四第四項の規定による公示若しくは届出をしないで、又は公示若しくは届出をした運送約款によらないで、運送契約を締結した者

十七 第十九條の五第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする貨物定期航路事業を営んだ者

十八 第十九條の六の二（第二十條の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金若しくは運送約款によらないで、運賃若しくは料金を收受し、又は運送契約を締結した者

十九 第二十條第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。）を営んだ者

二十 第二十四條第一項（第三十三條において準用する場合及び第四十二條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十一 第二十五條第一項（第四十二條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十二 第二十九條第一項の規定による認可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更した者

二十三 第二十九條の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第二十八條第四号に掲げる行為をし、又はその内容を変更した者

第五十一條 第三十一條の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第四十四条の二の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第二十三条の二の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第三項(第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む)、

第二十一条の二第四項、第十九条の三第五項(第二十三条において準用する場合を含む)、

第十九条の三第六項、第十九条の四第五項、第十九条の五第二項、第二十条第一項若しくは第三項(第二十三条においてこれら

の規定を準用する場合を含む)又は第二十二

条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条の五第一項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして貨物定期航路事業(人の運送をするものを除く)を営んだ者

三 第十九条の六第十九条の七において準用する場合を含む)の規定による公示をしなかつた者

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第四十六条から第五十二条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(一般旅客定期航路事業に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の海上運送法(以下「旧法」という)第三

条第一項の免許を受けている者は、この法律による改正後の海上運送法(以下「新法」という)第三

条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該免許に係る旧法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

条第二項の事業計画のうち、新法第三

を受けている者は、新法第十九条の五第一項の規定により人の運送をする貨物定期航路事業の届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二

十一条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可の申請は、新法第十九条の五第一項の規定によりした人の運送をする貨物定期航路事業の届出とみなす。

(旅客不定期航路事業に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第二十一条第一項の旅客不定期航路事業の許可を受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から二月間は、新法第二十一条の二の規定にかかわらず、乗合旅客の運送を従前の例により引き続き行うことができる。その者がその期間内に新法第三

条第一項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可をする旨又はしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

第八条 この法律の施行の際現に旧法第二十三条の二第二項において準用する旧法第八

条第一項の認可を受けている運賃及び料金又は旧法第二十三条の二第二項において準用する旧法第八

条第二項若しくは第三項若しくは旧法第二十三条の三の規定により届け出た運賃及び料金は、省令で定めるところにより、新法第二十三条において準用する新法第八

条第一項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二

十三条の二第二項において準用する旧法第八

条第一項の運賃及び料金の認可の申請は、省令で定めるところにより、新法第二十三条において準用する新法第八

条第一項の規定によりした運賃及び料金の届出とみなす。

(五トン未満の船舶を使用する事業に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に新法第四十三条の規定により新たに人の運送をする船舶運航事

業(旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業を除く)となる事業を営んでいる者は、施行日から二月間は、新法第十九条の五第一項及び第二十条第二項の規定にかかわらず、当該事業を従前の例により引き続き営むことができる。

(処分、手続等に関する経過措置)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、省令で定めるところにより、新法によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為及び附則第五

条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、新法第二十一条の二の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内航海運業法の一部改正)

第十四条 内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中、自動車航送貨物定期航路事業を削る。

第二十八条中、第二十条及び第三十二条を「第一項(人の運送をする貨物定期航路事業に係る部分を除く)及び第二項並びに第二十条第一項及び第三項(同法第三十三

条においてこれら

の規定を準用する場合を含む)に改める。

(内航海運業法の一部改正)

第十五条 この法律の施行の際現に旧法第二十一

条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可を受けている者であつて、当該事業が総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶によるものであるものは、又該船舶が総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによるものであるものは、それぞれ内航海運業法第三條第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしたものとみなす。この場合において、当該事業に係る旧法第二十一條第二項において準用する旧法第三條第二項の事業計画は、省令で定めるところにより、内航海運業法第四條第一項第三号の事業計画又は同法第三條第二項の規定により届け出た事項とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十一條第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可の申請であつて、当該事業が総トン数百トン以上若しくは長さ三十メートル以上の船舶によるものであるものは、又該船舶が総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによるものであるものは、省令で定めるところにより、それぞれ内航海運業法第三條第一項の許可の申請又は同条第二項の規定により届け出た事項とみなす。

3 この法律の施行の際現にされている旧法第二十三條の二第一項において準用する旧法第十一條第一項の事業計画の変更の認可の申請は、省令で定めるところにより、内航海運業法第八條第一項の事業計画の変更の認可の申請、同条第三項の規定によりした事業計画の変更の届出又は同条第四項の規定によりした届出とみなす。

(離島航路整備法の一部改正)
第十六條 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七條第三項中「第一條第一項」の下に「若しくは第十一條の二第二項」を加え、「同条第三項」を「同法第十一條第三項若しくは第十一條の二第四項」に改める。

(内航海運業法の一部改正)
第十七條 内航海運業法(昭和二十二年法律第十

百六十二号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項第三号中「自動車航送貨物定期航路事業若しくは」を削る。

(登録免許税法の一部改正)
第十八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三十九号中「免許又は」を削り、同号(中)「免許」を「許可」に改め、同号(中)「自動車航送貨物定期航路事業及び」及び「自動車航送貨物定期航路事業の許可若しくは」を削る。

(本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の一部改正)
第十九條 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第五條第三項及び第十條中「免許」を削る。

(運輸施設整備事業団法の一部改正)
第二十條 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第二條第七号中「免許又は」を削り、同条第九号中「第二十條第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(外国人観光客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)
第二十一條 外国人観光客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第七條第二項中「第八條第三項」を「第八條第一項後段」に、「第二十三條の二第二項」を「第二十三條」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)
第二十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。
第三條の二第一項第二十二号中「免許」を削り、同項第二十三号中「自動車航送貨物定期航路事業及び」を削る。

第四條第一項第十四号の九中「免許し、及び許可し、又は」を削り、同項第十五号中「自動車航送貨物定期航路事業及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

(一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く。))及び旅客不定期航路事業の許可の取消し又は事業の停止
第六條第一項第十一号の三及び第十一号の四を次のように改める。
十一の三及び十一の四 削除
第四十條第一項第十号中「免許」を削り、同項第十一号中「自動車航送貨物定期航路事業及び」を削る。

航空法の一部を改正する法律案
航空法の一部を改正する法律
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
第一條中「秩序を確立し、もつて航空の発達を図るを」適正かつ合理的な運営を確保してその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進するに改める。

第二條第十八項を削り、同条第十七項中「定期航空運送事業を」国内定期航空運送事業に、「一の地点と他の地点との間を」本邦内の各地間」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。
17 この法律において「国際航空運送事業」とは、

本邦内の地点と本邦外の地点との間又は本邦外の各地間において行う航空運送事業をいう。
第二十四條中「三等航空整備士を」「二等航空運航整備士」に改める。

第二十五條第一項中「又は三等航空整備士を」「一等航空運航整備士又は」「二等航空運航整備士」に改める。
第二十八條第三項中「取扱」を「取扱ひ」に改め、「新しい種類、等級又は型式の」を削る。

第五十四條中「運輸大臣の認可を受けなければ」を「あらかじめ、運輸大臣に届け出なければ」に改め、同条に次の一項を加える。
2 運輸大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができ、
一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱ひをするものであるとき。
二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該飛行場又は航空保安施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

第五十四條の二第二項中「管理規程」の下に「(前條第一項の使用料金に係る部分を除く。)」を加える。
第六十條の見出し中「姿勢等を測定」を「航行の安全を確保」に改め、同条中「航空機は」を「運輸省令で定める航空機には」に、「装置を」を「装置、無線電話その他の航空機の航行の安全を確保するため必要な装置に」、「計器飛行等を行なつて」を「これを航空の用に供して」に改める。
第六十一條を削る。
第六十一條の二の見出しを「(航空機の運航の状況を記録するための装置)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「航空運送事業の用に供する航空機は」を「運輸省令で定める航空機には」に改

め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「航空運送事業を経営する者」を「前項の航空機の使用」に、「前項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第六十一条とする。

第六十六條第一項中「左の」を次の「に、外を」に改め、同項の表中、第六十一條又は第六十一條の二第二項及び「飛行し、又は」を削る。

第七二条の見出しを「(航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長の要件)」に改め、同条第一項中「定期航空運送事業」を「航空運送事業」に、「航空機」を「運輸省令で定める航空機」に改め、「運輸省令で定める当該路線における」を削り、「経験」を「運輸省令で定める」に改め、同条第二項及び第三項中「経験」を削り、同条第五項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「指定定期航空運送事業者」を「指定本邦航空運送事業者」に改め、「経験」を削り、「認定」を「による認定」に改め、同条第六項中「指定定期航空運送事業者」を「指定本邦航空運送事業者」に、「運輸大臣の指定する範囲内の」を「当該事業の用に供する航空機に乗り組む」に改め、同条第八項中「指定定期航空運送事業者」を「指定本邦航空運送事業者」に改め、同条第九項中「指定定期航空運送事業者」を「指定本邦航空運送事業者」に、「行なう」を「行つ」に改める。

第七十六條第一項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号中「死亡」の下に「（運輸省令で定めるものを除く。）」を加える。

第七十六條の二中「飛行」を「航行」に改め、「とき」の下に「その他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる運輸省令で定める事態が発生したと認めたとき」を加える。

第七十七條中「定期航空運送事業」を「航空運送事業」に、「航空機」を「運輸省令で定める航空機」に、「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改める。

第百条の見出しを「許可」に改め、同条第一項中「定期航空運送事業」を「航空運送事業」に改め、

「路線」などに「を削り」、「免許を許可」に改め、同条第二項中「免許を許可」に、「申請書に事業計画（航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する計画をいう。以下同じ）、事業収支見積その他運輸省令で定める事項を記載し、これを」に「掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各旨を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する事項、国際航空運送事業を経営するかどうかの別その他運輸省令で定める事項に関する事業計画

第百条第三項を次のように改める。

3 第 項の許可の申請をする者は、国際航空運送事業を経営しようとする場合にあつては、前項第二号に掲げる事項のほか、事業計画に運輸省令で定める国際航空運送事業に関する事項を併せて記載しなければならない。

第百条に次の一項を加える。

4 第二項の申請書には、資金計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならぬ。

第百一条の見出しを「許可基準」に改め、同条第一項中「前条の免許を」「前条の許可」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

第百一条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 國際航空運送事業に係るものにあつては、当該事業に係る航行について外国との間に航空に関する協定その他の國際約束がある場合における当該國際約束の内容に適合する計画を有するものであること。

第一百条第一項第五号口中「定期航空運送事業、不定期航空運送事業」を「航空運送事業」に、

「免許を「許可」に改め、同条第二項中「定期航空運送事業の免許」を「航空運送事業の許可」に改める。

第百条の見出しを「運航管理施設等の検査」に改め、同条第一項中「免許を許可」に、「定期航空運送事業者を本邦航空運送事業者」に、「航空機その他の施設を航空機の運航管理の施設、航空機の整備の施設その他の運輸令で定める航空機の運航の安全の確保のために必要な施設（以下「運航管理施設等という）」に、「運航を開始」を、当該運航管理施設等によりその事業の用に供する航空機を運航し、又は整備」に改め、同項に後段として次のように加える。

運輸管理施設等について運輸省令で定める重

要な変更をしたときも同様である。

第二百二条第二項中「定期航空運送事業者がこの法律及び事業計画に従う事業を行う」を「本邦航空運送事業者がこの法律に従い当該事業を安全かつ適確に遂行する」に改める。

第一百四條第一項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改める。

第百五條第一項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改め、「郵便物を除く。」の下に「第三項において同じ。」を加え、「（本邦内の各地間において発着する旅客及び貨物の料金のうち運輸省令で定めるものを除く。）」を削り、「運輸大

号とし、同項第五号中「ひき起す」を「引き起す」に、「ないものであること」を「あるものであること」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 國際航空運送事業を経営しようとする本邦航空運送事業者は、第一項の規定にかかわらず、当該事業に係る旅客及び貨物の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

4 運輸大臣は、前項の運賃又は料金が、第二項各号のいずれにも該当せず、かつ、当該国際航空運送事業に係る航行について外国との間に航空に関する協定その他の国際約束がある場合における当該国際約束の内容に適合するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

第百六条第一項及び第百七条中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(運航計画等)

第一百七七条の二 国内定期航空運送事業を経営しようとする本邦航空運送事業者は、運輸計画路線ごとの使用飛行場、運航回数、発着日時その他の運輸省令で定める事項を記載した計画をいう。以下同じ。を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による運航計画の届出をした本邦航空運送事業者は、当該運航計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 前項の本邦航空運送事業者は、路線の廃止に係る運航計画の変更をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、その六月前利用者の利便を阻害しないと認められる運輸省令で定める場合にあつては、その二月前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 第二項の本邦航空運送事業者は、国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、その六月前(利用者の利便を阻害しないと認められる

運輸省令で定める場合にあつては、その二月前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

(混雑飛行場に係る特例)

第七百七条の三 混雑飛行場(当該飛行場の使用状況に照らして、航空機の運航の安全を確保するため、当該飛行場における一日又は一定時間当たりの離陸又は着陸の回数を制限する必要があるものとして運輸省令で指定する飛行場をいう。以下同じ。)を使用して国内定期航空運送事業を経営しようとする本邦航空運送事業者は、混雑飛行場ごとに、当該混雑飛行場を使用して運航を行うことについて運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする本邦航空運送事業者は、当該混雑飛行場を使用飛行場とする路線に係る運航計画を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること。

二 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであること。

4 運輸大臣は、第一項の許可をしようとするときは、同項の本邦航空運送事業者の当該混雑飛行場の従前の使用状況に配慮してこれをしなければならない。

5 第一項の許可の有効期間は、許可の日からその日の属する単位期間(当該混雑飛行場に係る同項の指定の日以後の期間を五年を超えない範囲内において運輸省令で定める年数)ごとに区分した各期間をいう。の末日までの期間とする。

6 第一項の許可を受けた本邦航空運送事業者は、第二項の運航計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

7 第三項の規定は、前項の認可について準用する。

8 第六項の本邦航空運送事業者は、当該混雑飛行場を使用して行う国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、その六月前利用者の利便を阻害しないと認められる運輸省令で定める場合にあつては、その二月前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

9 第一項の本邦航空運送事業者についての前条の規定の適用については、同条第一項から第三項までの規定中「運航計画」とあるのは、次条第一項の混雑飛行場を使用飛行場としない路線に係る運航計画で、同条第四項中「国内定期航空運送事業」とあるのは「国内定期航空運送事業(次条第一項の混雑飛行場を使用して行うものを除く。)」とする。

10 第一項の混雑飛行場の指定があつたときは、当該指定の時に於いて当該混雑飛行場を使用して国内定期航空運送事業を経営している本邦航空運送事業者は、運輸省令で定めるところにより、当該指定の日以前同項の許可を受けたものとみなす。

11 混雑飛行場について第一項の指定が解除されたときは、当該解除の時に於いて当該飛行場を使用して国内定期航空運送事業を経営している本邦航空運送事業者は、運輸省令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第七百八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(事業計画等の遵守)」を付し、同条第一項中「定期航空運送事業者を」と「本邦航空運送事業者」に、「外」を「ほか」に改め、「事業計画」の下に「及び運航計画」を加え、同条第二項中「定期航空運送事業者を」と「本邦航空運送事業者」に改め、「事業計画」の下に「及び運航計画」を加える。

第七百九条に見出しとして「(事業計画の変更)」を付し、同条第一項中「定期航空運送事業者を」と「本邦航空運送事業者」に改め、「第三項の下に」及び「第四項を加え、同条第三項中「定期航空運送事業

者」を「本邦航空運送事業者」に、「その旨を、運輸省令で定める軽微な事項に係る事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を」と、「その旨を」に改め、同条に次の一項を加える。

4 本邦航空運送事業者は、運輸省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第七百十條第一号及び第二号、第七百一十一條第一項並びに第七百一十一條の二中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改める。

第七百一十二條中「定期航空運送事業者を」と「本邦航空運送事業者」に、「公共の福祉を、輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益に、左の」を「次に改め、同条第一号中「事業計画」の下に「又は運航計画」を加え、同条第四号を第五号とし、同条第三号中「その他の施設」を「又は運輸管理施設等」に改め、同条第四号とし、同条第二号中「料金」を「若しくは料金(国際航空運送事業に係るものに限る。)」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 運輸省令又は整備規程を変更すること。

第七百一十三條の見出し中「貨渡」を「貨渡し」に改め、同条第一項中「定期航空運送事業者を」と「本邦航空運送事業者」に、「定期航空運送事業を」と「航空運送事業」に改め、同条第二項中「定期航空運送事業者を」と「本邦航空運送事業者」に、「貨渡」を「貨渡し」に、「定期航空運送事業を」と「航空運送事業」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(業務の管理の受委託)

第七百一十三條の二 本邦航空運送事業者の事業の用に供する航空機の運航又は整備に関する業務の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 受託者が本邦航空運送事業者その他当該業務の管理を行うのに適している者であること。

と。

二 委託者及び受託者の責任の範囲が明確であることその他当該委託及び受託が輸送の安全を確保するために適切なものであると認められること。

第七百一十四條第一項及び第七百一十五條第一項中「定期航空運送事業者を」と「本邦航空運送事業者」に、「定期航空運送事業を」と「航空運送事業」に改める。

第七百一十六條第一項中「定期航空運送事業者を」と「本邦航空運送事業者」に改め、同条第二項中「定期航空運送事業の免許を」と「航空運送事業の許可」に改める。

第七百一十七條を次のように改める。

第七百一十八條 削除

第七百一十九條の見出し中「免許の取消」を「許可の取消」に改め、同条中「定期航空運送事業者を」と「本邦航空運送事業者」に、「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「六箇月を」を「六月に」に、「事業を」を「事業の全部若しくは一部に」に、「免許を」を「第百一十條第一項の許可を」に改め、同条第一号中「基」を「基づく」に改め、「免許」を削り、「附した」を「付した」に改め、同条第二号中「認可」を「許可又は認可」に改める。

第七百二十條の見出しを「(許可の失効)」に改め、同条中「定期航空運送事業者を」と「本邦航空運送事業者」に、「免許」を「許可」に改める。

第七百二十條の二 第一項及び第二項中「定期航空運送事業者を」と「本邦航空運送事業者」に改める。

第七百二十一條及び第七百二十二條を次のように改める。

第七百二十一條及び第七百二十二條 削除

第七百二十三條第一項中「免許」を「許可」に改め、同条第二項中「第百一十條第一項及び第三項を」を「第百一十條第二項及び第四項に」に、「第一項第一号及び第二号」を「第一項第四号」に、「免許」を「許可」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第百条第二項第二号中、「国際航空運送事業を営む」とあるのは、「その他」と読み替へるものとする。

第百二十四条中「(第二号の下に)及び第三号」を、「第百十三条の下に、第百十四条を加え、第百一条第一項第一号及び第二号を、第百一条第一項第四号に、第百十九号、第百二十条及び第百二十二条第二項を、及び第百十八号から第百二十条まで」に、「第百十九号第二号中「認可」とあるのは「免許又は認可」を、第百八条中「事業計画及び運航計画」とあり、及び第百十二条第一号中「事業計画又は運航計画」とあるのは、「事業計画」に改める。

第百二十五条の見出しを、「(許可等の条件)」に改め、同条第一項中「免許」を削り、「附し」を付しに改め、同条第二項中「免許」を削り、「定期航空運送事業者、不定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「免許」を「許可」に改める。

第百二十九条第一項中「及び第百二十一条第一項を削る。」第百三十六条中「左にを」次に、「はかり」を「略り」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第百五十五条第二項又は第百二十二条の規定による航空運送事業の運賃又は料金の変更の命令二 第百七条の三第一項の規定による混雑飛行場を使用して運航を行うことの許可三 第百十九条の規定による航空運送事業の許可の取消し又は事業の停止

第百四十五号第五号中「姿勢、高度、位置又は針路を測定するための」を「航行の安全を確保するために必要な」に、「飛行させた」を「航空の用に供した」に改め、同条第六号及び第六号の二を削り、同条第六号の三中「第六十一」条の二第二項を「第六十一」条第一項に改め、同条第六号の二を削り、同条第六号の四中「第六十一」条の二第三項を「第六十一」条第二項に改め、同条第六号の二を削る。

第百四十八条の二第一項を次のように改める。

飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、次の各号の一に該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条第一項の規定による届出をしない、又は届出をした使用料金をよらないで、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を収受したとき。

二 第五十四条第二項の規定による命令に違反して、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を収受したとき。

第百四十八条の二第二項中「設置者が」を「設置者が、に改め、規定に違反して、同項の」を削り、「に」についても前項の例による」を、五十万円以下の罰金に処するに改める。

第百五十五号第五号の二中「定期航空運送事業者」を「航空運送事業者」に改める。

第百五十五号中「三百万円」を「三年以下の懲役若しくは三百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第一号中、第百二十一条第一項を削り、「免許」を「許可」に改め、同条第二号及び第三号中「第百二十一条第一項又は」を削る。

第百五十六号を次のように改める。

第百五十六号 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号の一に該当するときは、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百二条第一項(第百二十四条において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けないで、又はこれに合格しないで当該運航管理施設等によりその事業の用に供する航空機を運航し、又は整備したとき。

二 第百十九号(第百二十四条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

けてしなければならない事項を許可を受けないでした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百五十七号中「定期航空運送事業者、不定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「(第百二十二条第一項において準用する場合を含む。)」に規定する運航規程又は」を「規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運航規程若しくは」に改め、同条の次に次の二号を加える。

一の二 第百五十五号第一項の規定による届出をしない、又は届出をした運賃若しくは料金をよらないで、運賃又は料金を収受したとき。

一の三 第百五十五号第二項の規定による命令に違反して、運賃又は料金を収受したとき。

第百五十七号第二号中「第百五十五号第一項第百二十二条第一項において準用する場合を含む。)」を「第百五十五号第三項に改め、同条第三号中「(第百二十二条第一項において準用する場合を含む。)」に規定する」を「規定による認可を受けないで、又は認可を受けた」に改め、同条の次に次の五号を加える。

一の二 第百七条の二第一項の規定による届出をしない、又は届出をした運航計画を営むしたとき。

一の三 第百七条の二第二項又は第三項の規定による届出をしない、又は届出をした運航計画を変更したとき。

一の四 第百七条の二第四項又は第百七条の三第八項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、国内定期航空運送事業を廃止したとき。

一の五 第百七条の三第一項の規定による許可を受けないで、混雑飛行場を使用して運航を行ったとき。

一の六 第百七条の三第六項の規定による認可を受けないで、運航計画を変更したとき。

を「若しくは」に改め、「第百二十二条第一項又は」を削り、「含む」の下に「又は第百十一」条の二」を加え、同条第五号中「第百二十二条第一項又は」を削り、同条の次に次の一号を加える。

五の二 第百九条第三項(第百二十四条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしない、又は事業計画を変更したとき。

第百五十七号第六号中「(第百二十二条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第七号及び第八号を削る。

第百五十七号の二中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「又は第百二十九条の五の規定による事業の停止の命令」を削り、同条を第百五十七条の三とし、第百五十七条の次に次の一条を加える。

第百五十七号の二 外国人国際航空運送事業者が、第百二十九条の五の規定による事業の停止の命令に違反したときは、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百六十条第二号を次のように改める。

二 第百九条第四項若しくは第百十八号(第百二十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。又は第百二十九条の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

別表一等航空整備士の項中「(運輸省令で定める範囲の大修理を除く。)」を削り、同表二等航空整備士の項中「(運輸省令で定める範囲の大修理を除く。)」を削り、「最大離陸重量一万五千キログラム以下の航空機」を「航空機整備に高度の知識及び能力を要する運輸省令で定める用途のものを除く。)」に改め、同表三等航空整備士の項中「三等航空整備士」を「一等航空運航整備士」に、「運輸省令で定める範囲の大修理を除く」を「保守及び運輸省令で定める軽微な修理に限る」に改め、「最大離陸重量二千五百キログラム以下の」を削り、同項の次に次のように加える。

二等航空運航整備士

整備（保守及び運輸省令で定める整備な修理に限る。）をした航空機（整備に高度の知識及び能力を要する運輸省令で定める用途のものを除く。）について第十九条第二項に規定する確認の行為を行うこと。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に應じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十八條、第五十四條、第五十四條の二、第六十條から第六十一條の二まで、第六十六條、第七十六條、第四十五條及び第四十八條の二の改正規定並びに附則第七條、第十三條から第十五條まで及び第十七條の規定 公布の日から起算して一月を経過した日
- 二 第一条、第二条、第七十二條、第七十六條の二、第七十七條、第九十條から第九十二條まで及び第九十四條から第九十七條までの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第九十八條から第九十一條の二まで、第九十二條及び第九十三條の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第九十四條から第九十五條まで、第九十九條、第一百二十六條、第九十五條及び第九十五條から第九十七條の二までの改正規定、同条を第九十七條の三とし、第九十七條の次に二条を加える改正規定

定、第六十條の改正規定並びに附則第八條から第十二條まで、第十六條、第十八條、第十九條、第二十條（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十一号の改正規定に限る。）及び第二十一條から第二十三條までの規定 平成十二年二月一日

三 第二十四條、第二十五條及び別表の改正規定並びに次条から附則第六條まで及び附則第二十條（登録免許税法別表第一第二十三号の改正規定に限る。）の規定 平成十二年九月一日

（航空整備士に関する経過措置）

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現にこの法律による改正前の航空法（以下「旧法」という。）の規定による次の表の上欄に掲げる資格（以下「旧資格」という。）についての航空従事者技能証明（以下「技能証明」という。）を受けている者は、同号に定める日に、それぞれこの法律による改正後の航空法（以下「新法」という。）の規定による同表の下欄に定める資格（以下「新資格」という。）についての技能証明を受けたものとみなす。

旧 資 格	新 資 格
一等航空整備士	一等航空整備士
二等航空整備士	一等航空整備士
三等航空整備士	二等航空整備士

2 旧資格についての技能証明につき旧法第二十五條第一項又は第二項の規定によりされた限定は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定により受けたものとみなされた新資格についての技能証明につき新法第二十五條第一項又は第二項の規定によりされた限定とみなす。

3 旧法の規定による二等航空整備士の資格についての技能証明を受けている者であつて第一項の規定により新法の規定による一等航空整備士の資格についての技能証明を受けたものとみなされたものについての当該資格に係る業務範囲は、整備をした最大離陸重量一万五千キログラム

μ以下の航空機について新法第十九條第一項に規定する確認の行為を行うこととする。この場合における新法第二十八條第一項及び第二項並びに第九十九條第一号の規定の適用については、新法第二十八條第一項中「同表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあり、並びに同条第二項及び新法第九十九條第一号中「別表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあるのは、「航空法の一部を改正する法律附則第二條第三項に規定する行為」とする。

4 第一項の規定により新法の規定による二等航空整備士の資格についての技能証明を受けたものとみなされた者についての当該資格に係る業務範囲は、整備をした最大離陸重量二千五百キログラム以下の航空機について新法第十九條第一項に規定する確認の行為を行うこととする。

この場合における新法第二十八條第一項及び第二項並びに第九十九條第一号の規定の適用については、新法第二十八條第一項中「同表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあり、並びに同条第二項及び新法第九十九條第一号中「別表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあるのは、「航空法の一部を改正する法律附則第二條第四項に規定する行為」とする。

第三条 旧法の規定により交付された旧資格についての技能証明に係る航空従事者技能証明書（以下「技能証明書」という。）は、新法の規定により交付された前条第一項の規定により受けたものとみなされた新資格についての技能証明に係る技能証明書とみなす。この場合において、新資格についての技能証明に係る技能証明書とみなされた旧資格についての技能証明に係る技能証明書の交付を受けている者は、運輸省令で定めるところにより、当該技能証明書を新資格についての技能証明に係る技能証明書と引き換えることができる。

2 前項後段の規定により技能証明書を引き換えようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第四条 運輸大臣は、附則第二條第三項又は第四項に規定する者の申請により、その者についての新資格に係る業務範囲を新法別表の一等航空整備士又は二等航空整備士の資格に係る業務範囲の欄に掲げる行為を行うこととすることができ。

2 新法第二十六條第一項、第二十七條第二項、第二十九條及び第三十六條の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第五条 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に旧資格についての技能証明に係る試験に合格している者であつて技能証明を受けていないものについては、当該旧資格に相当する新資格についての技能証明を行うものとする。

2 附則第二條第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の規定により新資格についての技能証明を受けた者の当該資格に係る業務範囲について準用する。この場合において、附則第二條第三項中「附則第二條第三項」とあるのは、「附則第五條第二項において準用する附則第二條第三項」と、同条第四項中「附則第二條第四項」とあるのは、「附則第五條第二項において準用する附則第二條第四項」と読み替へるものとする。

第六条 新法第二十七條第二項の規定の適用については、旧法第二十九條第一項の試験に關し不正の行為があつた者は、当該不正の行為があつた日に新法第二十九條第一項の試験に關し不正の行為があつたものとみなす。

（飛行場等の使用料金に関する経過措置）
第七条 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の際現に旧法第五十四條の認可を受けている使用料金は、新法第五十四條第一項の規定により届け出た使用料金とみなす。

2 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の際現にされて旧法第五十四條の規定による使用料金の認可の申請は、新法第五十四條第一項の

規定によりした届出とみなす。

(航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長の要件に関する経過措置)

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第七十二条第一項又は第五項の認定を受けている者は、当該認定を受けた日に、それぞれ新法第七十二条第一項又は第五項の認定を受けたものとみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第七十二条第一項の認定の申請は、新法第七十二条第一項の認定の申請とみなす。

(航空運送事業等に関する経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第百零一条第一項又は第百二十一条第一項の免許を受けている者は新法第百零一条第一項の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該免許に係る旧法第百零一条第二項(旧法第百二十一条第二項又は第百二十三条第二項)において準用する場合を含む。の事業計画のうち新法第百零一条第二項(新法第百二十三条第二項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の事業計画に該当する部分は、同号の事業計画とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第百零一条第一項又は第百二十一条第一項の免許の申請のうち前項の規定により新法第百零一条第一項の許可を受けたものとみなされるところにより、新法第百零一条第一項の許可の申請は、新法第百二十三条第一項の許可の申請とみなす。

第十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に旧法第百二十四条(旧法第百二十二条第一項又は第百二十四条)において準用する場合を含む。次項において同じ。の検査に合格した者は、当該検査に係る施設について、新法第百二

条第一項(新法第百二十四条)において準用する場合を含む。次項において同じ。の検査に合格したものとみなす。

2 附則第一条第二号の規定の施行の際現にされている旧法第百零一条第一項の検査の申請は、新法第百零一条第一項の検査の申請とみなす。

第十一条 附則第一条第二号の規定の施行の際現に旧法第百零一条第一項(旧法第百二十二条第一項)において準用する場合を含む。次項において同じ。の認可を受けている運賃及び料金又は旧法第百零一条第三項若しくは第四項(旧法第百二十二条第一項)においてこれらの規定を準用する場合を含む。の規定により届け出た運賃及び料金は、国際航空運送事業に係るもの以外のものにあつては新法第百零一条第一項の規定により届け出た運賃及び料金と、国際航空運送事業に係るものにあつては同条第三項の認可を受けた運賃及び料金とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第百零一条第一項の運賃及び料金の認可の申請は、国際航空運送事業に係るもの以外のものにあつては新法第百零一条第一項の規定によりした届出と、国際航空運送事業に係るものにあつては同条第三項の認可の申請とみなす。

第十二条 附則第一条第二号の規定により新法第百零一条第一項の許可を受けたものとみなされた者の事業に係る旧法第百零一条第二項の事業計画のうち新法第百零一条第二項の運輸計画に該当する部分は、同項の規定により届け出た運輸計画とみなす。

(処分、手続等に関する経過措置)

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、運輸省令で定めるところにより、新法によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第十六条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十條の二第一項中「定期航空運送事業者の」を「本邦航空運送事業者が経営する同法第二条第十八項に規定する国内定期航空運送事業に係るに改める。

(電波法の一部改正)

第十七条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九條の三第七項中「又は第百二十一条の免許を」の許可に改め、同条第八項中「又は第百二十一条の免許を」の許可に、「当該免許を」当該許可に改める。

附則第十五条第十項中「又は第百二十一条の免許を」の許可に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十九条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十條の八第一項中「免許(当該免許に係る路線が沖縄島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線であるものに限る。を受けた者その他政令で定める者を」許可を受けた者に改める。

第九十條の九第一項中「(以下この項において「特定離島路線」という。)を削り、「免許(当該免許に係る路線が特定離島路線であるものに限る。を受けた者又は同法第百二十一条第一項に規定する免許を」許可に改める。

(登録免許税法の一部改正)

空運送事業者に改める。

(外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第二十一条 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第二百五条第四項(同法第二百一十二条第一項において準用する場合を含む。)」を「第二百五条第一項後段」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十三条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第百五十七号中「免許」を削る。

第四条第一項第四十四号の九中「免許し、又は」を削る。

第八条第一項第三号中「定期航空運送事業」を「航空運送事業」に改め、「認可又は」を削り、同項第八号中「定期航空運送事業の免許若しくはその取消」を「航空運送事業の許可の取消し」に改め、同項第十一号の二を次のように改める。

十一の二 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百七条の三第一項の規定による混雑飛行場を使用して運航を行うことの許可

平成十一年六月四日印刷

平成十一年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B